

【令和3年度 合同点検一覧表】

★豊浜小学校(実施日:令和3年9月14日)①～⑧

危険箇所		路線名		内容	対策案
①	大野原町大野原5664-1付近	市道	側道3号線	横断歩道の白線要望 一時停止の白線箇所見直し要望	横断歩道の設置はできない。 交差点南側の一時停止は、舗装完了後、塗りなおす。 交差点北側付近については、外側線の塗り直し及び延長を行う。 外側線の延長後、STOPマーク(四角)を設置する。
②	豊浜町和田558付近	市道	本村直場長谷線 河内池線	横断歩道の白線要望	横断歩道の設置はできない。 一時停止の塗り直しを行う。 道路標示の塗り直し及び交差点表示(十字)を行う。
③	豊浜町和田甲1014-5付近	市道	河内池線 長谷樋谷線	一時停止の白線要望 「止まれ」の文字が薄くなっている。	当該一時停止は過去に公安委員会が付けたものではなく、道路管理者が設置したものと思われるが、現在は「止まれ」表示を道路管理者で設置することはできない。 点線による停車位置表示及び交差点表示(十字)を行う。 ※当該箇所は水路改修の自治会要望があり、来年度掘削する可能性があるため、その後に対応する。
④	豊浜町和田甲1127-1付近	市道	国道長谷線	カーブミラー設置要望(児童が確認できるようにしてほしい。)	※カーブミラーはすでに設置されていた。 一時停止の取り締まりを行うように、豊浜交番に伝える。 交差点付近の白線の塗り直し及び交差点表示(十字)を行う。
⑤	豊浜町和田甲2440-2付近	市道	河内池線	横断歩道の白線要望	交通量などの関係から、横断歩道の設置はできない。 T字路表示(T字)を行う。
⑥	豊浜町和田甲3141-2付近	農道	西讃南部広域農道	信号機設置要望	通学路ではないが、何名か通っている児童がいる。 通学路ではないのであれば、当該箇所を不要な横断を避けるように周知を行ってほしい。
⑦	豊浜町和田浜761-2付近	市道	国道長谷線	横断歩道設置要望	横断歩道の設置はできない。 外側線の塗り直しを行う。 交通安全啓発看板(通学路表示)の設置を行う。
⑧	豊浜町和田浜1411-9付近	市道	国道長谷線 北原港町線	横断歩道の設置もしくは道路の色分け要望	蛭子橋の架替えが完了次第、自治会などの関係各所と協議をしながら、道路標示等を行っていく。

★豊浜小学校(実施日:令和3年9月14日)⑨～⑯

危険箇所		路線名		内容	対策案
⑨	豊浜町和田浜442-1付近	市道	北原港町線	カーブミラー設置要望	カーブミラーの設置について、設置してしまうと角度的に視認しにくくなり、また前方不注意により事故を誘引する可能性が高まるため、設置はできない。 外側線の新設については、当該箇所付近の関係自治会から連名での要望があれば対応できる。
⑩	豊浜町姫浜720付近	県道	豊浜停車場線	看板「子ども注意」設置要望	白線については塗り直しを行う。 歩道設置については、当該箇所北側の交差点付近までは歩道設置の事業化をしており実施予定であるが、当該箇所付近の歩道設置については未定。 雑草木の繁茂については、道路管理者(県西讃土木事務所)から所有者に伐採するようお願いする。 当該箇所付近の電柱に交通安全啓発看板の新設、老朽化しているものについては付け替えを行う。
⑪	豊浜町姫浜494～693付近	県道	豊浜停車場線	白線要望 歩道設置要望 看板「子ども注意」設置要望	⑩と同じ
⑫	豊浜町和田甲243-2付近	農道	岡1号	ガードレール設置要望	当該箇所にガードレールを設置する主体は岡自治会となる。 自治会として近隣住民の了承を得たうえで設置となれば、市の自治道等整備補助事業(6割補助)がある。
⑬	豊浜町和田乙611付近	農道	西讃南部広域農道	横断歩道の白線要望	交通量などの関係から、横断歩道は設置できない。 交差点付近の白線については、塗り直しを行う。 歩道巻き込みを防止する観点からポールコーンの設置は可能だが、自治会要望が必要となる。
⑭	豊浜町和田乙774付近	農道	西讃南部広域農道	横断歩道の白線要望	安全教育を実施。 交通量などの関係から、横断歩道は設置できない。 自治会要望をいただければ、当該交差点付近のポールコーン変更及び路面標示を行う。 当該箇所付近に交通安全啓発看板を設置する。
⑮	豊浜町箕浦甲409付近	国道	11号線	ガードレール設置要望 看板「子ども注意」設置要望	当該交差点の信号機の北側付近の水路の蓋掛けと防護柵設置を検討する。 当該交差点付近に交通安全啓発看板を設置する。
⑯	豊浜町和田甲1512周辺	市道	国道長谷線 北原港町線	街灯設置要望	近隣住民の了承(街灯による農作物への悪影響など)及び街灯を設置する電柱などを決定したうえで、自治会要望を頂ければ設置できる。

★観音寺小学校(実施日:令和3年9月16日)①～⑦

危険箇所		路線名		内容	対策案
①	観音寺町甲2984付近	県道	丸亀詫間豊浜線 観音寺善通寺線 観音寺佐野線	公園側の歩道の拡幅工事。	七間橋工事による通学路変更に伴い信号の周期が変更予定。横断歩道に止まる車はなくなると思われる。 都市公園なので、歩道を拡幅することはできない。
②	八幡町1-9-2付近 三架橋北	県道 市道	丸亀詫間豊浜線 琴弾公園線 室本八幡線	歩道の新設及び交通取締の強化。	マルナカ八幡店横の市道橋について、来年以降、西側に歩道の拡幅が可能かを検討する。 三架橋北側の横断歩道が半分ぐらい橋と重なっているので北側への移動を検討する。
③	観音寺町甲3406-43付近 三架橋南	県道 市道	丸亀詫間豊浜線 財田川左岸1号線	歩道の拡幅及び注意喚起及び及び通学路表示設置。	東側に軽自動車が止まっているようなので注意済。また、西側がやや広いようなので西側を通るよう通学路の変更をしてもらう。
④	西本町1-2-2付近	県道 市道	丸亀詫間豊浜線 観音寺港線 琴弾公園線	速度減速の表示又は、原則帯設置。	当該場所は、30km、40km規制路線なので取り締まりを行う。(10月27日、取締実施済み) 「安全確認」の看板を設置する。
⑤	天神町1-3-12付近	市道	駅通り池之尻線 坂本1号線	交差点上に着色。通学路表示設置。	近くに押しボタン式信号機があるので新しく信号機の設置はできない。 押しボタン式信号機の使用頻度を調査し、使用回数が少ないようであれば信号機の移動を検討する。
⑥	昭和町1-4-22付近	市道	観音寺駅南1号線	用水路上にふた設置。ガードレールの延長。	自治会要望を受けて、今年度より転落防止柵を設置しているところである。 なるべく南側を通ってもらうようにする。
⑦	観音寺市天神町3-3-15付近	市道	幸上市線 茂西中央線 上松5号線	カーブミラー設置。注意喚起表示設置。	道路標示(T字)の塗り直しを実施。 カーブミラーを設置する場合、民家の前に立てることになるので同意が必要になる。同意を得た上で、自治会要望書を出してもらえば対応できる。

★観音寺小学校(実施日:令和3年9月16日)⑧~⑭

危険箇所		路線名		内容	対策案
⑧	三本松町2-1-1付近	県道	観音寺港観音寺 停車場線 丸亀詫間豊浜線	交差点上に着色し、注意喚起。	塗り直しの基準があり、現段階では該当しない。該当するようになった場合、周囲を囲うような塗り方になる。 付近の電柱に交通安全啓発看板の設置する。
⑨	三本松町2-1-1付近	県道 市道	観音寺港観音寺 停車場線 極楽橋柞田川線	一旦停止線の表示。	安全教育を実施する。 足形などの停止を促す塗装と減速を促す看板を電柱につけ、車両にも歩行者にも注意を促すようにする。
⑩	観音寺市茂西町2-4-11付近	県道 市道	観音寺池田線 茂西三架橋線	スピード落とせの注意喚起表示設置。	横断歩道の塗り直しをする。カーブから離れた50m西側の横断歩道を渡るように学校から指導して欲しい。
⑪	観音寺市観音寺町2583-2付近 昭和橋押しボタン信号	県道 市道	観音寺佐野線 一ノ谷川右岸1号 線	通学路表示及び注意喚起表示の設置。	中央線の塗り直し。 外側線の塗り直し。 押しボタン信号機北側に注意喚起の看板を設置。 ※七間橋工事に伴い通学路が変更になる。そのため川添を通ることになるが、草木が生い茂っていて道幅も狭い上に視界も悪く通りにくくなっている。市建設課にて伐採の検討をする。
⑫	観音寺市坂本町7-11付近	市道	駅通り池之尻線	出入り口表示設置。スーパーへの注意喚起。	スーパーへの対策を依頼。通学路につきドライバー(買い物客)への注意を促す看板を設置。
⑬	観音寺市坂本町7-12-22付近	市道	駅通り池之尻線 坂本中央線	歩道用の白線整備。歩道新設。	通学路の変更を検討してみてもどうか。 歩道の新設の予定はないが、検討事項として考える。
⑭	観音寺市観音寺町2515-9付近 極楽橋	市道	上若南線	耐震対策として、橋梁の耐震化工事の実施又は架け替え。	橋の真ん中あたりを通ってもらう。 橋の北側に停止線があるので消す。 橋梁の耐震化工事の実施又は架け替えについては地元の要望を踏まえて検討中。